

台湾における植民地的近代教育の形成と書房義塾

—書房義塾参考書の制定過程を中心として

大浜 郁子
法政大学

はじめに

本稿は、台湾統治初期における台湾総督府の旧来の初等教育機関への参考書の制定過程を通して、日本の植民地教育政策の形成を考察するものである。

これまでの研究成果では、日本の植民地教育政策の特質を欧米の植民地教育政策と比較した場合に、例えば成人を対象とする通訳養成を目的とするような即効性は望めない初等教育を、いわば「リスクを負って」まで行なったことなどにみている。

なぜ日本は、「リスクを負って」まで初等教育を行なったのか。そのことを明らかにするために、筆者は、これまで統治初期に日本側当局者が直面した問題を、主に政策主体の内部文書である「台湾総督府公文類纂」を用いて考察してきた。特に、台湾公学校の設置過程の考察を通じて、公学校とパラレルな関係にあった旧来の初等教育機関である書房や義塾に対する総督府の政策についても関心をもった。拙稿「『書房義塾相關規程』(府令)之制定過程—與台灣公學校設置之関連」¹では、書房や義塾に対する日本側の初発の取締りともいべき「書房義塾に関する規程」(府令)²の制定過程を考察したが、本稿は、その延長線上に位置づくものである。全9条にわたる同規程のなかで、第4条の「必修教科書」制定の条文が含みをもたせる内容であることに着目し、新資料を用いて³、「書房規程」制定後の展開を考察する。

そもそも日本による統治の開始とともに、旧来の官立の書院や義塾などが全廃されたにもかかわらず、なぜ民間の書房や義塾は存続し得たのか。いいかえれば、台湾総督府をはじめとする日本側当局者は、なぜ民間の書房や義塾を存続させたのか。このことを明らかにする一つの手がかりとして、書房義塾の「必修教科書」をめぐる問題は重要である。

これまでの研究では、書房が「改良」される過程を通史的にとらえたもの⁴がすでにあ

1 国史館台湾文献館編『臺灣文獻』56巻2期(2005年6月)。なお、同稿の日本語版は、法政大学国際文化学部編『異文化』7号(2006年4月)に掲載されている。

2 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治31年、永久甲種、追加2(請求番号00316-24)所収。以下、「書房規程」と略記する。

3 都通憲三朗の「資料紹介—台湾文獻館所蔵書房関係資料について—」(『仏教経済研究』32号、2003年5月)が書房関係資料の部分的な紹介をしているが、本稿で紹介する資料は、都通論文でも取り上げられていない。

るが、資料的制約から一次資料の考察はなされていない。そして、「[書房義塾に関する規程]は、従来の書房を形は残しながら、中味を公学校で教えるものに準じていくことによって、公学校を実質的に拡大していこうとするものであった」⁵という理解が一般的になされてきた。教科書については、「改良された教材の効果には些か疑問が残るが、書房を改革し漢文を通して二つの「同化」[「智」と「徳」による同化]の遂行を試みようとした意図は明らか」⁶という指摘がある。日本側当局者が、書房や義塾をいわば実情に合わせて「改良」しようとしたことは、当時の資料からも明らかであり、先行研究によっても指摘されてきた。なぜ日本側当局者は、旧来の初等教育機関を全廃するのではなく、「改良」する政策を選んだのか。この問いの具体的な検討は、十分になされているとはいえない。かつて筆者は、書房義塾参考書の制定過程に関する報告を行なったことがあるが、その時点では気づいていなかった点を併せて、改めて考察したい⁷。

本稿で考察する書房義塾の参考書制定をめぐる問題は、これまで抵抗の象徴としてとらえられてきた書房や義塾について、その存続の意義を、新たな視点からとらえ直す一つの試みとなるものとする。

1. 「書房義塾に関する規程」の制定と書房義塾教科書制定案の立案

書房や義塾については、台湾総督府の官僚による調査が、統治初期の早い段階から行なわれた。1896年（明治29）10月23日付の木下邦昌の学事視察報告書⁸や、翌97年2月24日付事務嘱託藤田捨次郎の台湾公学校令（照会案）への答申⁹、同年7月24日付の初代国語学校長町田則文による学事視察報告（「台南学事一班」）と調査日誌「清国時代学事並に新教育視察旅行日記」（1898年2-3月）などがある¹⁰。時代は少し下るが、伊能嘉矩による詳細な調査記録もある¹¹。

台湾公学校を設置するにあたって、総督府は、当該期の学務官僚が調査した学事の現状を踏まえた上で、地方長官らの意見を参考にして勅令案を作成し、1898年に台湾公学校令（勅令）を制定した。

4 呉文星「日據時代台湾書房之研究」（『思與言』16巻3期、1978年9月）、同「日據時期台湾書房教育之再検討」（『思與言』26巻1期、1988年5月）。

5 呉宏明「台湾における書房教育の一考察—その実態と変遷—」（『木野評論』14号、1983年3月）、55頁。

6 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』（三元社、2001年）、53頁。

7 「日治時期台湾教育」学術研討会（於国史館台湾文献館、2005年10月28日）における報告。同報告内容は、『日治時期臺灣教育学術研討会論文集』に収録されている。

8 「台北県及支庁官下学事視察復命書」（国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治29年、永久乙種、30、第17門、教育及学術（請求番号00100-24）。

9 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治31年、永久乙種、53、第17門、教育及学術（請求番号00311-3）。台湾教育会編『台湾教育沿革誌』（台湾教育会、1939年初版。以下、『沿革誌』と略記する）には、藤田答申の抜粋が掲載されている。

10 町田則文『明治国民教育史』（昭和出版社、1928年）。

11 『台湾文化志』中巻（1928年初版、刀江書院復刻版、1965年）。

公学校令とともに総督府は「書房規程」(府令)¹²を制定し、書房義塾への対策をはかった。同規程は、目的、教科目、授業管理及衛生、教科書、教科目の認可、指揮監督、報告義務、補助金、施行細則の全9条から成る¹³。

第4条は、「教科用図書は、従前の慣例によるものの外、台湾総督に於て教育上須要と認むる書籍を以て生徒必修の教科書に定むることあるへし」と規定している。

学務部(1897年、課に改組)は、「書房規程」制定以前の1897年には、すでに「教育上須要と認むる書籍」2書を選定し、漢文翻訳に着手している¹⁴。この2書は、末松謙澄『教育勅諭述義』と『大日本史略』であった。『沿革誌』によれば、前者は、「教育勅語の旨趣を書房生徒及本島読書人に奉体せしむる為、其の意義を漢文にて敷衍せるもの」(1899年度出版)であり、後者は、「書房生徒及本島読書人に国史の概要を知らしむる為、漢文にて記述せるもの」(1898年度出版)である¹⁵。

教育勅語と『教育勅諭述義』の漢訳については、その人選を含めて、初代学務部長伊沢修二の自伝に詳しい¹⁶。伊沢の自伝からは、学務部内で伊沢を中心に、明治初期に日本で出版された書籍を漢訳出版し、その普及が計られたことがわかる。

さらに、学務課は、日本で出版されていた小幡篤次郎『天変地異』と福沢諭吉『訓蒙窮理図解』の2書を漢訳出版(いずれも1900年度)している。前者は、「自然現象を通俗的に解説し、民間の迷妄を解こうとしたもの」¹⁷といわれ、日本では、理科の教科書として用いられた。後者は、物理の教科書として用いられた経緯がある。いずれも明治元年に出版されており、明治初期の日本が、欧米の近代科学を導入するための入門書として、初等教育における重要な意味をもつ書籍であった。

伊沢修二らの働きかけによって、1897年に漢訳教育勅語を配布し、翌年には「書房規程」を制定し、『大日本史略』を漢訳出版した。1898年8月27日に開催された各地方の学務主任者会議では、当初『大日本史略』とともに、『教育勅諭述義』も「必修教科書」として検討される予定であったが、立案の段階で、『教育勅諭述義』は議題の項目から削除されている¹⁸。1899年には、『教育勅諭述義』を漢訳し、書房へ配布した。1900年には『天変

12 前掲「台湾総督府公文類纂」明治31年、永久甲種、追加2(請求番号00316-24)。

本稿において史料引用に際しては、原則として旧漢字を新漢字に改め、適宜句読点を付し、補足説明には[]を使用した。

13 「書房義塾に関する規程」(府令第104号)、1898年(明治31)11月10日発布(『官報』同年11月25日付)。

14 「学務部創設以降事業の概略」(水沢市立後藤新平記念館所蔵「後藤新平関係文書」(請求番号R7-87-1))。

15 前掲書、『沿革誌』975頁。

16 故伊沢修二先生記念事業会・伊沢修二君還暦祝賀会編『楽石自伝教界周遊前記／楽石伊沢修二先生』伝記叢書23(1912年／1919年初版、大空社復刻版、1988年)277-278頁。伊沢の教育勅語に基づく教育内容については多くの先行研究があるが、さしあたり拙稿「台湾統治初期における植民地教育政策の形成—伊沢修二の「公学」構想を中心として—」(『日本植民地研究』15号、2003年6月)を参照されたい。

17 海後宗臣・仲新・寺崎昌男編『教科書でみる近現代日本の教育』(東京書籍、1979年初版、1999年第2版)、47頁。

18 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治31年、永久追加、第17門教育及学術(請求番号00311-47)。

地異』と『訓蒙窮理図解』を漢訳出版している。修身、歴史、地理、理科に関するこれらの書籍は、あくまで「書房用参考書」として、書房へ配布された。

「生徒必修の教科書」として「教育上須要と認むる書籍」を指定することは、台湾総督の権限として「書房規程」で制定されており、「必修教科書」に指定する書籍の選定は急務であった。しかし、新たに教科書を選定する場合には、漢訳や出版の作業やそれに伴う経費が必要であることなどから、学務課は、次にみるように、すでに漢訳出版して配布済みであった4書を「必修教科書」に制定しようとしたのではないかと考えられる。

2. 書房義塾教科書制定案から参考書制定への変容

(1) 書房義塾教科書制定案に関する学務課の諮問

学務課は、「書房義塾をして漸次新教育の主義を以て生徒を養成せしむるは必要」として、「書房義塾教科書に関する件」につき、1900年（明治33）7月19日付で地方長官宛に次の照会をしている¹⁹。

当府に於て出版し既に配布せる勅諭述義、大日本史略、天変地異、窮理図解の各書は本島人の教育に供する為、漢文を以て著訳せしものにて、明治三十一年十一月府令第四百号書房義塾に関する規程第四条に掲げたる主旨に依り、其必要を認め、各書房義塾に配布したる義に候得共、必修教科書として指定せらるゝまてには相運はず居候処、畢竟右は、

- 一、該書は今日の書房義塾の教員に於て適当に理解し、教授し得べきや。
- 二、或一部の書房義塾に於ては、該書を教授し得へしとせば凡そ其書房義塾数。
- 三、凡そ幾年旧書房義塾に於て修学したるものより該書を課し得べきや。
- 四、該書を必修教科書と定めは、生徒をして購入せしむべきや。
- 五、若購入せしむることは刻下の事情に於て之を許さずとせば、一時限交付（大日本史略を除く）するを得べきも之か分配、保管、貸与の方法は如何にすべきや。
- 六、一時限り交付すべき概数。

等に付き調査を要する義に候条、右に関する貴見承知致度、此如及照会候也。

明治三十三年七月十九日

民政長官

各地方長官宛

三十一年十一月府令第四百号書房義塾に関する規程抄録

第四条 教科用図書は従前の慣例に依るものゝ外、台湾総督に於て教育上須要と認むる書籍を以て生徒必修の教科書に定むることあるへし。

19 「書房義塾教科書に就き地方官の意見書」（国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治34年、追加7、永久追加、第17門教育及学術（請求番号00667-9）所収）。同文書中、学務課から各地方長官宛文書の発送日は「明治三十三年八月十九日」と記されているが、各地方長官の答申や『沿革誌』の記述から、同年「七月十九日」であったと推測される。

書房義塾へ配布した書籍の利用状況やその適否等について、各地方へ調査を求めている。

その目的は、「書房義塾規程」第4条の「生徒必修の教科書に定むることあるべし」との規定によって、すでに台湾総督が認定し、配布済みであった書籍を、「必修教科書として指定」することにあった。

(2) 地方長官の答申にみる教科書制定案の諸問題

総督府学務課の諮問内容は、①4書教授の適否、②教授可能な書房義塾数、③教授に適する修学年、④必修教科書の購入の可否、⑤期限付き交付の方法、⑥期限付き交付の概数、の6項目である。この項目に対する地方長官の答申を参考にして、「書房義塾規程」第4条に規定された「必修教科書」制定の可否が決定される。その結果をみる前に、諮問の内容に即して、地方長官の答申をみてみよう。

地方長官の答申は、学務課からの諮問に逐条形式で答えたものと、問題提起に終始したものとがある。前者は2県3庁の知事庁長の答申で、後者は台北県知事村上義雄の答申である。総督府の諮問にもっとも早く答えたのは、1900年8月2日付の台東庁であった。次いで、8月4日付台南県、8月10日付で提出したのは澎湖庁で、9月7日付で台北県、9月10日付宜蘭庁であった。台中県からの答申は、諮問から約半年後の翌1901年4月13日付で提出されている²⁰。総督府が、すべての地方長官の答申が出揃うまで約半年も待ったのは、地方の実態を把握している地方長官の意見を重要視していた証といえるのではないだろうか。

諮問の内容についての各地方長官の答申は、次のようにまとめられる。

①4書教授の適否について、「当庁管内現在の書房は其^{【概か】}起模甚だ幼稚にして完備したるものなく、教員とても才能あるものなきに付、該書を適当に理解し教授し得るの見込なし」と、4書すべて教授不能という意見は、台東庁相良長綱²¹の答申にみられる。

台北県知事村上義雄²²は、「本島に於ける書房義塾の教師なるものを視るに、多くは教師たるの学識技能を有する者に非らず、又誠意誠心を以て斯道に従事する者に非ず。彼所謂恒産なきの徒口を糊するに途なく僅かに生平学ふ所の句読を以て隣里郷党の子弟に授くるに過ぎず以て是聖賢の書を誦するも其理義を解せず。偶其理義を解するあるも徒に章句

20 前掲「書房義塾教科書に就き地方官の意見書」（「台湾総督府公文類纂」（請求番号00667-9））に各地方長官の答申は順不同で収録されている。以下、断りのない限り地方長官の答申は同文書による。

21 相良長綱：1847年（弘化4）生まれ。鹿児島藩士族。戊辰戦争時、薩摩藩兵の身分で従軍。71年陸軍大尉、74年には「台湾出兵」参加。75年依願免本官、85年農商務省御用掛、外務省御用掛を兼任。86年高等師範学校幹事となり、沖縄県師範学校、学務課長、沖縄県尋常師範学校校長を兼任。88年免兼官、文部省視学官、90年に非職。95年陸軍省雇となり、台湾総督府雇に転ずる。翌年台南県支庁長、台湾総督府国語伝習所長心得、台東支庁長を兼任。97年台東庁長に就任し、台東国語伝習所長を兼任。1901年には臨時台湾土地調査局事務官を兼任。03年文官懲戒令により非職（部下の汚職による）。1904年死去。

22 村上義雄：1845年（弘化2）生まれ。熊本県少参事村上久太郎の養子。74年、東京府に出仕。81年参事院に転じて議官補を務め、83年高知県書記官、内務書記官、長野、広島、新潟等の書記官を歴任。92年徳島県知事。96年台中県、台北県知事。1902年石川県知事に就任。1910年錦鶏間祇候。没年未詳。

の末に馳せ子弟を教導するの大道を識得せるものに至りては絶て無くして、稀に見る所なり。今や新刊に係る図書を以て此等の教師に托し教導の任に担らしめられんとす。事真に義なりと雖、偏に恐る架上に委棄して紙魚の好餌となすにあらざれば則ち文章を素読し、理義の那邊に存するを知らざるに了らんことを、就中窮理図解、天変地異二書の如き科学上の知識を要するものに在りては、殊に其甚しきものあるべきは断して疑はざる所なり」と、4書の教授に厳しい意見を出している。

『勅諭述義』『大日本史略』の2書に限っては、書房義塾の教師の資質から判断して教授可能とする意見が、台南県、澎湖庁、宜蘭庁、台中県から出されたが、『天変地異』『窮理図解』の2書は、教授不可能という意見で一致している。2県2庁の答申の詳細は、次の通りである。

台南県知事今井良一²³は、「今日の書房義塾の教員には教育の主脳たる国民的教育の何物たるを知る者なく又理科に関する知識を有する者なし。故に、勅諭述義、大日本史略は之を讀過し得る者あるへしと雖、讀去り読來るの間に於て我が皇室を尊ひ本国を愛するの觀念を惹起さす。天変地異、窮理図解の二書も只単に之を讀過するに止り、天然物及現象の相互の關係及人生に対する關係の如きは其の大要だも理解し得ず。去るは該書を強いて書房義塾の教科書に充用せしむるも或は文字の學習用に供するに止まらんことを恐るゝなり」と、4書を強いて教科書に指定しないよう主張している。

澎湖庁長高津慎²⁴の答申では、「勅諭述義及大日本史略は、書房教師中之を解説せざる者なし。特に、大日本史略は書房へ配布以来、大に良書冊として読書人間に称賛せられ、常に之を閲読するの有様なり。勅諭述義も配布以来は益々明瞭に意義を解し、其趣旨を体して生徒を教授し居るの状勢なり。故に、此二書は教師能く理解し生徒を教授し得べきものと認む。天変地異、訓蒙窮理図解の二書に至ては、教師中之を理解し得る者なきにあらすと雖、概ね其字義を知るに止まり、其意義を解すること甚難きに似たり。例之月蝕は月の病氣なりと為し、地震は地下怪物の所為なりと信するか如き、概して然り尤訓蒙窮理は、其図解に由りて説明しあるを以て稍之を解し得へしと雖、天変地異に至ては、容易に之を理解し得るか如し。素より今日の書房教師は、所謂読書人にして漢書を読むの外更に科学上の觀念なく、隨て空気、引力、又は炭酸、水素等の如き理化的語を了解し得ず。故に、該二書は多少教師をして講習せしむるにあらざれば用キ難きも書房の改善發達を計るは實に急務に属するを以て先づ之を必修教科書と定め、一年若くは二年の猶予期限を置き、教授し能はざる書房教師は其間に於て講習会を開き、学修せしめ又は適宜書房を合併せしむ

23 今井良一:1844年(弘化元)生まれ。豊後森藩士族。70年森藩大属となり、72年大分県に出仕、翌年司法省へ転じる。78年検事、東京地方裁判所に勤務。82年には判事に転じ、翌年大阪始審裁判所長に就任。東京始審裁判所、大審院などに勤務後、95年行政裁判所評定官。99年台湾総督府法院判官に転じ、1900年台南県知事に就任。翌年台南県廃止に伴い官職を辞す。08年日本商船株式会社に招聘され、社長就任。没年未詳。

24 高津慎:生没年未詳。山口県士族。陸軍會計軍吏を経て、1877年熊本県三等警部、86年和歌山県書記官。96年台湾総督府民政局臨時土木部技師に就任し、翌年には民政局土木部部长を兼任。99年澎湖庁長に就任。

る等の事を施行するは今日其時機なりと信す」と、科学的な知識を書房教師に授けるために猶予期間を設けて講習会を開催する、という興味深い意見を述べている。

宜蘭庁長西郷菊次郎²⁵の答申は、「一 今日の書房義塾教員に於ては、勅諭述義、大日本史略の類は、稍々適当に解釈し且つ生徒に教授し得べきも、天変地異、究理図解の如き総て理化学に関するものは、従来全く素養なきを以て能く之を自己に理解し得ることすら能はず。況んや之を生徒に教授する如きは、今卒かに望むべからず。二 前述の如くなるを以て、勅諭述義、大日本史略の如きは、本庁下の書房義塾に於ては概ね教授し得へし。而して其数は四拾五なり」と、書房教師でさえ素養のない科学的知識に関する書籍を、生徒に教授することは避けるべきであると主張する。

台中県知事木下周一²⁶の答申には、「現在の書房教員中秀才以上のものは約十分の一にも過ぎず、其他は童生以下の輩なるを以て、勅諭述義、大日本史略だけは理解し得べきも、天変地異、訓蒙窮理図解に至りては鮮し得るもの十の二、三に過ぎざるべし」とある。

このように、『天変地異』『訓蒙窮理図解』の2書については、地理や理科という科学的な知識の素養のない書房教師が、これらの書を用いて教授することは困難との意見が圧倒的であった。

②教授可能な書房義塾数は、台南県と台東庁は概数を出していない。『教育勅諭述義』『大日本史略』の2書のみ教授可能との判断から、澎湖庁は全書房117、宜蘭庁は45、台中県は約100という数が試算されている。澎湖庁は、『天変地異』『窮理図解』は、国語伝習所を卒業した書房教師に限定し、書房義塾数は2、3とする。

③教授に適する修学年は、台東庁は教授自体を困難と判断している。台南県は4年生からとする。学年に合わせて4書を段階的に教授する方法を澎湖庁、宜蘭庁、台中県が主張している。

たとえば、宜蘭庁長西郷答申は、「書房義塾に於て四書の素読を了りたるもの即約三年以上修業したるものには、勅諭述義、大日本史略の類は課し得へしと雖とも、天変地異、究理図解の如きは充分なる日子を与へ、教員をして精読玩味せしめ、物理の大意を咀嚼し得る後にあらざれば、之を教科書に加ふるも生徒をして却て奇異の感を抱懐せしむる懸念なき能はず」と、まずは書房義塾の教師が「物理の大意を咀嚼」しなければ、「生徒に「奇異の感を抱懐せしむる懸念」がある、と主張する。この意見は、前述した澎湖庁長高津の意

25 西郷菊次郎：1861年（文久元）生まれ。鹿児島藩士族。西郷隆盛長男（母は愛加那）。72年米国留学、80年再度米国留学、86年交際官試補となり、89年帰国。翌年外務省外交官試補として駐米日本公使館に勤務。2年後帰国。農商務省に出仕後、宮内省式部官に転じる。日清戦争後、台湾総督府外事課に転じ、澎湖島、淡水、基隆各支庁長を歴任。97年宜蘭支庁長。1902年臨時台湾土地調査局事務官を兼任。同年依願免本官。04年京都市長に就任。12年退職。1928年死去。

26 木下周一：1851年（嘉永4）生まれ。佐賀藩士族。72年頃文部、陸軍両省の留学生として独逸に渡る。74年司法省に出仕。翌年陸軍省出仕を兼ねる。81年会計局に勤務。83年参事院議官補時に商法編纂委員。後に内閣法制局参事官。88年法律取調報告委員。93年内閣恩給局審査官を兼ねる。94年山形県知事。97年鳳山県知事、翌年台中県知事。1903年埼玉県知事。05年大分県知事。1907年死去。

見同様、書房義塾の教師への科学的知識の教授を問題にしている。

④必修教科書の購入の可否については、台東庁と澎湖庁は否定的である。台中県は、購入可能な数は、全体の20、30%程度と判断している。台南県知事今井の答申は、「該書を必修教科書と定め、生徒をして各自に之を購入せしめんとするには教員の命令若くは勧告なかるへからず。然るに、第一項に於て既に述べたるか如く今日の書房義塾教員中真に該書を咀嚼し得るの能力を有する者なく、従て喜て之を読まんと欲す者なし。教師の読むを欲せざるものを以て之を其の生徒に強いしめんとするも到底目的を達すること能はざるは明なり。故に、今日の場合に於て生徒をして各自に本を持たしめんとするには勢官府よりの配布をようす」と、購入させるとなれば、教員の命令か勧告が必要となり、総督府による配布が必要とする。宜蘭庁長西郷答申は、購入させることで「父兄に嫌忌の念を抱かしめ却て生徒をして学問的理想に遠ざからしむるの恐れある」ため、強いて購入させない方が良いと主張している。

⑤期限付き交付の方法は、繁雑な手続きは実行困難であるため、下付を主張する台東庁の意見がある一方、台南県と宜蘭庁と台中県は、分配、保管、貸与の方法を詳細に提示している。台南県は年に数回の検閲を、宜蘭庁は書房義塾の主からの届出制にして、監督する弁務署は出納明細簿を作成することを、台中県は、交付する書房を選定した上で弁務署への届出制にし、実際の監督は公学校長とすることを提案している。

⑥期限付き交付の概数は、台東庁は概数不明としている。台南県は約3,373部、宜蘭庁は1,300部、澎湖庁は、『教育勅諭述義』1,262部、『大日本史略』702部、『天変地異』468部、『訓蒙窮理図解』468部、と提示している。おそらく澎湖庁は、③の項目の教授に適する修学年の各生徒数に対応させて試算したために、部数に差があると考えられる。台中県については、管見の限り同文書中に該項目についての記述はなく、不明である²⁷。

台東庁の答申は、全体的に書房義塾における教育に反対する意見であるかにみえる。それは、同庁の管轄地域の多くが、原住民の居住地であったことと無関係ではない。台東庁長相良は、いわゆる「蕃人教育」の先駆けとなる国語伝習所分教場を設置するなど原住民教育に関しては、積極的に取り組んだ。その背景には、相良自身の「台湾出兵」経験が影響している可能性がある。台東庁は、原住民への教育機関の設置が必要な地域であり、漢族系子弟の教育を中心とする書房や義塾の数は少なかったことが、相良答申に反映していると考えられる。

台北県知事村上義雄の答申は、「必修教科書」を制定するにあたって、検討すべき問題提起に終始している感がある。村上の答申は、地方長官の代表的な意見として、部分的に『沿革誌』に収録されている²⁸。村上答申には、同書に収録された箇所以外にも興味深い内容があるが、全体が長文にわたるため、本稿では、書房義塾の存続、教員養成、必修教科

27 前掲、「書房義塾教科書に就き地方官の意見書」（請求番号00667-9）。同文書の最後に綴られているのが台中県答申であり、同答申は、①～⑤の諮問への答申は記されているが、⑥に関する記述のみない。破損や欠落の可能性があるので付言しておきたい。

28 前掲書、『沿革誌』977頁。

書に関する部分のみを取り上げたい。

村上答申は、まず、①現行の書房義塾の発達改良の必要性、②発達改良の必要性を有する場合の方策、③発達改良の必要性を有しない場合、自然消滅か政策的消滅のいずれの方策を取るか、という問いをたて、自らたてたその問いにこたえる内容になっている。

「新教育なるもの」をすべての就学児童に普及させるには、少なくとも10年はかかる。「既往の事実を徴するに、公学校の生徒は一に其通学区内に於ける書房義塾の盛衰に因りて増減す。是最視易き理なり。凡一地方に在りて就学をなさしめ得る子弟は、其数に於て自ら限あり。目下管内の就学児童を学齢児童の概数に比較するに、約其十分の一に該当す。而して此就学率なるものは、民度の進歩を視るにあらざるよりは容易く変動ををなす能はざるなり」と、公学校の生徒は、同一通学区内に書房義塾の盛衰によって増減する事実があることを指摘する。つまり、公学校を普及させようとするれば、「其附近に於ける書房義塾に対し権略的制裁を加ふるか将又自然の数に委して消滅に帰せしむるか二者択一出てざるへからず」である。さらに、「此等の者に向ひ新に特殊の保護を加ふるか如きに至りては、減せんとするの灯大いに油を添ふるの類にして、蓋し其策を得たるものにあらざるべし」との考えから、書房義塾への「特殊の保護」は不要である。「権略的制裁」として台北県では、「書房規程」中補助すべき書房義塾を公学校からの距離が一里以外に制限している。その範囲から外れた地域、即ち公学校未設置区域には、「其〔書房義塾の〕教師を改造し」て、「代用公学の効果」をあげるようにする。

また、教員講習に関連して、「公学校教師としての本島人」と、「書房教師としての本島人」の間には、三、四の異なる事情がある。前者にとっては、一つめとして、「日新の学」を講じなければ、遠からず師範学校卒業生にその職を奪われること、二つめは、講習の成績に因っては栄達の道が開かれていること、三つめは、身分相当の旅費が支給されること、四つめは、官庁の官吏として上官の命令に服従する義務があること、が教育講習を受けることによって生じる現実である。書房教師としての本島人に、こうした公学校教師としての本島人と等しい待遇ができるのかどうかという問題がある。たとえ書房教師が受講するとしても「試みに、県内に於ける書房義塾の教師が年齢を精査するに、四十歳以上のもの優に其二分の一を占め、其三十歳未満の者に至りては、僅かに其三分の一に過ぎず、人間の陶冶性なるものか年齢の序に因りて消磨するものとするれば、現在に於ける書房義塾教師の多数は、所謂朽木彫るへからざるの徒にして済度の望あるもの、如きは唯其一小部分に止るのみ」で、書房教師の年齢層が高齢であることから判断して、受講可能な数は少ない。そうした場合、「地方の経済は此等少数の部分に対して尚且優遇の方法を講ずるの余裕あるや否や速断をなす能はざるものあり。何んそ況んや其全部に於てをや」。

書房義塾の教師が新刊の4書を理解し教授し得るとしても、如何にして必修にするのかという問題がある。即ち「父兄の頑冥なる未だ新教育の何者たるを解せず」に、書房義塾に子弟を通学させている。そのような父兄が新刊の図書の意図するところを知る由もなく、却って「其反応は之を授くるの書房義塾を嫌忌し、勢是に師たる者をして陽に之を教ふるまねして陰に之を授けざるの弊害に陥る」であろう。であれば、「直接監督の責に任すへき

下級の官衙は果して此等多数の書房義塾に対し厳密に之を必修せしめ得るの余力あるか」と問い、「行はれざるの法は此を徒法と云ふ。書房義塾に関する規程中既に此に類するものなきにあらず。若し其方法と順序を得ずして更に法を布かるゝあらは或は徒法を重ねるの嫌なしとせざるなり。大体に関する卑見斯の如し。其細項に及んては尚之を今日は答申する能はざるなり」と、村上答申は、このように随所で鋭く問題提起している。

こうした地方長官の答申を踏まえて、総督府学務課は必修教科書制定の可否を決定する。

3. 書房義塾参考書の制定

「書房義塾用教科書に関する件」は、1901年（明治34）4月23日付で、民政長官後藤新平宛に、3県3庁の地方長官の答申を添えて、学務課長木村匡より提出された²⁹。地方長官の意見は、どの程度反映されたか、あるいは反映されなかったかについて、みていきたい³⁰。

『沿革誌』によれば、「書房に於ける〔書房参考書の〕教授の実況は、依然旧政府時代そのまゝのやり方で、徒に文字文章の記誦に走り、全く実用的方面を顧みない風があった」と認識され、『台湾教育会雑誌』の記事などからも同様の認識が、1909年頃までであったことがわかる³¹。また、同年、各県庁宛に「漢文読本」を教科書として奨励するよう通達が出された段階で、「命令的のものでなかった結果、塾主より進んで実行するもの少く」という認識が日本側当局者にはあったことは明らかである。これらのことから、1900年時点で、総督府は「必修の教科書」を制定しなかったことがわかる。なぜ総督府は、命令といういわば強権発動をせず、書房義塾教科書の制定を見送ったのであろうか。

一つには、これまで指摘されてきたように、現地住民の抵抗が必至と想定されることは避ける、という姿勢があったと考えられる。特に、公学校の設置過程においても、政策形成の段階で議論が集中したのは、授業料徴収などの現地住民の抵抗が十分予想される規定についてであった。あくまで段階的に政策を普及させていくことに重きがおかれ、現地住民子弟の就学率が圧倒的である書房義塾を急激に「改良」することで、住民の抵抗をまねくおそれに配慮したためと推測される³²。

しかし、実際には、たとえば台東庁長相良は「書房規程」第9条で地方の権限に委ねられた施行細則を、早くも1900年2月に庁令によって定め、翌年4月には改正を行ってい

29 前掲「書房義塾教科書に就き地方官の意見書」（請求番号00667-9）。

30 「台湾総督府公文類纂」中には、決定文書はみあたらない。筆者による見落としの可能性もあるが、おそらく法令などによる制定によらない案件であったために、参考にした地方長官の答申を収録するのみであった可能性もある。そのため、地方長官の意見書が提出された後の経過に関しては、二次資料を用いたことをお断りしておきたい。

31 前掲『沿革誌』、978頁。台湾教育会編『台湾教育会雑誌』第1巻、中村浩「書房改良の意見」（第4号）、高岡武明「公学校の修身科について」（同）や、「書房の教育」（同）（1902年初版、ひるぎ社復刻版、1994年）。

32 拙稿「『琉球教育』と台湾における植民地教育―日清戦争前後の学務官僚児玉喜八の動向を中心に―」（『沖縄文化研究』28号）では、沖縄における教育政策に対する現地住民の抵抗について、公学校設置をめぐる問題と比較しつつ考察した。

る。例えば、同庁令第10条では、「本細則に違背し又は不完全と認めたる書房義塾は閉鎖せしむることあるへし」と厳しい処分を定めている³³。

こうした動きもみられたが、多くの地方長官は、台南県知事今井の「教師の読むを欲せざるものを以て之を其の生徒に強いしめんとするも到底目的を達すること能はざるは明なり」という意見や、宜蘭庁長西郷答申にみられるように、強いて必修教科書を制定しない方が良いとする意見であり、現状維持を主張していた。地方長官の多くの意見を採用して、あえて必修の教科書を制定せず、現行のまま参考書として継続させた可能性もある。

もう一つには、台北県知事村上が地方財政への痛烈な指摘をしている点からも明らかのように、おそらく財政的な問題による理由が考えられる。公学校の設置には、財政削減と初等教育の普及の両方を推進するという目的があったことなどを考え合わせると、いかにして植民地における経費を削減するかに腐心していた総督府は、教科書制定よりも現行通り参考書として継続させた方が、コスト・ダウンできると判断したと考えられる。つまり、新たな書籍を教科書に制定する場合は、漢訳出版などの費用がかかるため、漢訳出版済みの4書を必修教科書に制定しようとした。しかし、必修教科書に制定した場合、すべての書房義塾の生徒が購入するのは困難との意見が、大多数の地方長官から出された。参考書にとどめた場合は、現行のままであるから新たな経費負担はない。そのため、必修教科書の制定を見送ったのではないだろうか。

教科書の内容について、地方長官の多くが主張した書房教師が『天変地異』や『窮理図解』などの科学的な知識を要する教科を教授する問題は、台北県知事村上が指摘したように教員養成の問題との関連が生じる。1898年3月31日付で制定された「台湾総督府師範学校官制」（勅令第97号）の第1条に「台湾総督府師範学校は知事庁長の管理に属し、国語伝習所、公学校及書房義塾の教員となるべき者を養成する所とす」と規定され³⁴、師範学校における書房義塾の教員養成がはかられた。実際には、教員志望の学生は予定数には達せず、台北、台中、台南に3校設置された師範学校は3年を経て、台北と台中の2校が閉鎖された。唯一残った台南師範学校は、その2年後に師範学校官制の廃止によって閉鎖され、師範学校は全廃した。しかし、教員養成は、国語学校師範部乙科に引き継がれた。

書房義塾の必修教科書制定は、1901年時点では棚上げされたものの1909年に、書房義塾に対する取締りが、学務課内を中心に改めて検討され始める。日本をとりまく国際情勢が大きく変化した翌1910年の「韓国併合」を経て、翌年7月1日には、書房義塾への取締りが強化され、旧来の使用教科書の内容にまで踏み込んだ規制が行なわれる。この経緯については、すでに先行研究が、第三代学務課長を務めた隈本繁吉の関係資料「隈本繁吉文書」所収の「書房義塾教科書の内容に関する件（明治44年渡台当初内査）」や、「処務上急要と認むる件」（明治44年5月23日付）などの考察を通じて、明らかにしている³⁵。しか

33 前掲、『台湾教育会雑誌』第1巻、「公文欄」（第1号）。

34 国立公文書館所蔵『御署名原本』明治32年（請求番号02-KS-御3837）。

35 上沼八郎「台湾における書房「教科書」と日本認識について—植民地教育史研究ノート・その六一—」（『高千穂論叢』29巻2号、1994年12月）。

し、この時点での取締りも実際には、各地方がそれぞれ庁令などで罰則を定めるにとどまり、総督府が強権を発動するような急激な「改良」を加えるものとはなり得なかった³⁶。総督府が10年以上を経てもなお急激な「改良」を加えることができなかつたことが意味するのは何か、1910年を境に、書房義塾と公学校との競合関係の変化が意味するものは何か、については、今後の課題としたい。

結びにかえて

統治初期における日本の植民地教育政策は、「新領土」の「新国民」をいかに形成するか、という問題と同時に、総督府財政の問題とも否応なく直面した学務官僚によって形成された。

模索の段階を経て一定の方向性が確立されたのは、1898年の公学校の設置によってであると考えられるが、「民費負担」を原則とした公学校にとっては、学校運営費を捻出するためには多くの生徒を確保する必要があった。そこで問題となったのが、旧来の初等教育機関である書房や義塾の圧倒的な就学率である。総督府は、「書房規程」を制定して対策をはかることになる。同規程は、第4条のみが台湾総督による教科書の選定の可能性を示唆し、規程制定時には詳細を定めていなかった。そのため、学務課は「書房規程」制定以前に、すでに配布していた4書を必修教科書に制定し、書房義塾の教育内容の対策をはかったのである。この必修教科書制定案は、地方長官へ諮問がなされ、それらの答申を受けて、結果的には必修教科書制定は見送られ、参考書として現状維持がはかられる。

この過程からは、各地方と総督府とのすり合わせの中から総督府の政策が決定されていることが確認できた。書房義塾参考書の制定過程は、植民地における政策決定のプロセスの典型が、総督府と各地方のすり合わせによって行なわれる、ということの実証性を高める一つの事例といい得るであろう。

教科書制定が見送られた理由としては、まず、住民の抵抗が必至であることへの配慮があった可能性を指摘した。このことに関連して、台湾に先行する沖縄での教育政策においても、日本側当局者は、急激な変化を避け、いわゆる「旧慣温存」政策を行ったことと比較する必要がある。伊沢修二の後を受けて、第二代学務課長に就任した児玉喜八や、台東庁長相良長綱は、いずれも沖縄で教育行政に携わった経験の持ち主である。沖縄での教育経験をもとに台湾の植民地教育に関与した彼らの存在は大きい。

次に、財政的な問題で、新たな経費負担を負わずに済むという面があることを指摘した。この財政的な問題は、いわゆる日本の特質としての初等教育の実施についても、新たな視点からとらえ直すことが可能となるのではないだろうか。即効性が望めない初等教育というものをいわば「リスクを負って」まで行なった、とみなされてきた点について、書房義塾教科書制定の可否をめぐる問題からは、逆に、財政負担を押さえることが可能な政策を実施することで、極端な「リスクを負わずに」初等教育を行なうことができたのではない

36 前掲書、『沿革誌』979-980頁。

か、と考えることができるのである。

総督府が、書房義塾の必修教科書制定を見送り、参考書として継続させた経緯には、各地方の状況を把握していた地方長官らの意見が反映していること、コスト・ダウンを優先させた可能性があること、そして、コスト・パフォーマンスの点からいえば、漢学の素養を培う場であった書房を「改良」する政策を選択することで、より多くの「リスクを負わずに」効果を上げることができるとの判断があった可能性を指摘した。

さらに、なぜ「リスクを負わず」に初等教育を行なうことが可能になったのか。財政的なリスクのみならず、「同文同種」というスローガンにみられるように、「同種」はひとまず措くとして、台湾の漢族系住民は、「同文」すなわち漢字文化圏に位置する人々である。漢族系住民への教育政策として、漢字を解する能力を有する生徒は、おそらく日本側当局者が「リスクを負わずに」教育ができる教育受容者であったのではないだろうか。

伊沢修二は、統治の最初期に、完全ではないが（いわゆる北京官話ではなく）台湾語と日本語の媒介として漢字の重要性を説いていた。さらに、『日台小字典』をも編んだ。

植民地における近代的な教育の内容を受容する主体には、漢字は必要十分な手段であった。つまり、近代的な科学の知識は、漢学の素養があれば、受容可能であったのではないだろうか。たとえば、伊沢自身漢学の素養をもって、西洋の学問、つまり近代的な科学の知識を習得した経験をもつ。

地方長官の多くが、『教育勅諭述義』と『日本史略』の理解は可能と判断するほどに、漢学の素養のある人物が書房教師として職に従事していた。地方長官の答申からは、次の疑問が生じる。なぜ多くの地方長官が教授可能とした『教育勅諭述義』と『日本史略』の2書だけでも、「必修教科書」に指定しなかったのか。

漢学の素養をもつ者であれば、科学的な知識習得に問題はないのではないか。科学的な観念をもたないということが問題であれば、伊沢や多くの地方長官が、自身経験したであろう、漢学の素養をもった上で、西洋の学問を習得した経験を書房義塾の教師に伝授する方法もある。幕末明治の寺子屋の教師を小学校の教師に採用した経験が、近代日本にはあった。実際、明治初期の科学的な知識習得に必要であった『天変地異』や『訓蒙窮理図解』などの書籍を漢訳出版して、書房義塾に配付したのは、そうした日本の経験を活かす試みであったのではないか。あるいは、国語学校や公学校で、書房教師を漢文の教師に採用したように、逆に「内地人」教師を書房に派遣して、科学的知識に関する教科を教授させるという方法も考え得ることではあらずである。しかし、それらを行なわなかったのはなぜか。

おそらく必修教科書に指定しなかった理由は、ほかにあると考えられる。財政的リスクを避ける方法、つまり極端な「リスクを負わずに」教育を行なう方法をとったと考えることができるのではないだろうか。

日本人教師を派遣する場合でも、教科書を必修にすれば、すべての書房の生徒へ教科書を配布しなければならない。書房生徒数は、公学校のそれをはるかに凌いでいたことなどからも、おそらく大幅なコスト増は十分想定される。また、必修教科書の購入を、生徒の

負担と規定した場合には、地方長官の答申にもみられたように、その徹底は困難を極めることは容易に想像できる。

こうした経済的コストから判断して、必修教科書を制定しなければ、おそらく極端な「リスクを負わずに」初等教育に着手できる、という可能性が指摘できる。

公学校への就学者は増加させなければならないが、書房義塾を全廃させるのではなく、徐々に「改良」して公学校への一元化をはかったのは、いかに「リスクを負わずに」初等教育を行なうか、という日本側当局者の政策の実現であったということができているのではないだろうか。

経済的なリスクだけではなく、書房義塾を存続させることで、伝統的な教育である漢学の素養を身につけた生徒を多く確保できるという点からも、長期間にわたる教育的効果に伴うリスクを軽減しつつ、日本的な初等教育を行なうことが可能であったのではないかと考えられる。

「漢文」教育を温存することで、コスト削減と住民の抵抗の回避という両方のリスクを軽減するとともに、漢学による近代的教育の受容の可能性をも「温存」したと考えられる。

誤解を恐れずにいえば、台湾は、日本による教育（いわゆる「新教育」）によって「近代化」した、というだけではなく、もともと台湾に「近代化」に適應できる潜在的な要素（マックス・ウェーバーのいう「客観的可能性」）が備わっており、それがうまく反応した、あるいはうまく反応させるようにした、ととらえる必要があるのではないかと考えられる。漢学による初等教育の素地があったために、比較的スムーズに、いわゆる「近代化」へとテイク・オフできたのではないかと考えられる。たとえば、台湾総督府は、書房義塾の運営費として機能していた「学田学租」のシステムを踏襲して、書房義塾の運営費のみならず、公学校の運営費に活用している事例などからも、台湾における「近代化」の基盤整備について、考察することが可能であろう。

ここで直ちに次のような問いが生じるであろう。同じく漢学という素地があったにもかかわらず、清国が「近代化」へのテイク・オフをスムーズに行なえなかったのはなぜか。いわば古くて新しいこの問いに、残念ながら現時点では筆者は十分に答えることはできない。ひとまず、洋務運動の展開過程にその答えの一端を見出せる可能性を指摘しておきたい。「西洋」との出会い方と「西洋」の受容過程、そこに清国と台湾の違いがあるのではないだろうか。

台湾における「近代化」と漢学の素養の問題については、あくまで推論の域を出るものではなく、詳細な考察は今後に期したい。

本稿で行なった考察は、日本側当局者による旧来の初等教育機関への政策にほかならない。こうした考察は、日本の植民地教育が旧来の初等教育機関にどのように受容されたか、を考える前提となる。教育の受容過程の一環として書房義塾の教育を認識することには異論もあろう。しかし、教育の受容過程を検討するには、単なる統合の側面だけではなく、統合に至るまでのさまざまな抵抗の側面をも考察する必要がある。日本側当局者による政策によって、書房義塾はどのような変容を遂げるのか、稿を改めて論じたい。

付記 本稿は、2007年2月14日に、国際日本文化研究センター主催の国際研究集会「日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚」における報告内容に、若干の加筆修正を加えたものである。なお、本稿の内容に大幅な加筆、修正、補筆した拙稿を共同研究会「日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚」の成果報告書（思文閣出版、2008年度中刊行予定）に掲載予定である。

要 旨

台湾統治初期における日本の植民地教育政策は、「新領土」の「新国民」をいかに形成するか、という問題に直面すると同時に、総督府の財政問題とも否応無く直面した学務官僚らによって形成された。

植民地教育政策が模索の段階を経て一定の方向が確立されたのは、1898年（明治31）の台湾公学校の設置によってであると考えられるが、「民費負担」を原則とする公学校にとっては、学校運営費を捻出するためには多くの生徒を確保する必要があった。そこで問題となったのは、旧来の初等教育機関である書房や義塾の圧倒的な就学率である。台湾総督府は、「書房義塾に関する規程」（府令）を制定して対策をはかる。同規程では、第4条のみが、台湾総督による教科書選定の可能性を示唆し、規程制定時には詳細を定めていなかった。そのため、学務課は、必修教科書の制定を企図し、書房義塾の教育内容への対策を行ったのである。

書房義塾の参考書制定をめぐる過程からは、植民地教育政策においても、総督府の政策と地方の実情とのすり合わせの中から政策決定がなされる、という近代日本の政策決定のプロセスの典型が明らかになる。と同時に、その政策形成過程からは、日本側当局者が直面した問題の一端が明らかになる。

結果的に、書房義塾に「必修教科書」を制定することを見送り、「参考書」を制定するにとどまったのは、先行研究では総督府による現地住民への配慮とのみとえられてきたが、本稿では、この点について、コスト・ダウンを優先させた可能性があること、さらに、コスト・パフォーマンスの点からいえば、漢学の素養を培う場であった書房を「改良」する政策を選択することで、より多くの「リスクを負わずに」効果を上げることができるとの判断があったことを指摘した。「漢文」教育を温存することで、コスト削減と住民の抵抗の回避という両方のリスクを軽減するとともに漢学による近代的教育の受容の可能性をも「温存」したと考えられるのである。